

4 受付(届出)期間

平成28年12月1日(木)から平成29年1月16日(月)まで

※日高町役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までが受付時間です。

5 保育所等入所条件

保育所等に入所できる児童は、その家庭が下記のいずれかの事情により保育を必要とする場合です。

ただし、下記事情に該当されても保育所の定員が上限に達した場合、あるいは各クラスの定員に達した場合等は入所できないこともあります。

また、同居の親族の方が児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整されることがありますのでご了承願います。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として日高町が認める場合

6 受付窓口

- (1)日高町役場子育て福祉課(子育て支援グループ)
- (2)日高総合支所地域住民課
- (3)水・くらしサービスセンター
- (4)厚賀出張所

7 提出(届出)書類(児童ごと)

(1)前ページ1提出区分によるそれぞれの提出(届出)書類

- ①平成28年度現況届(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届)
 - ②平成29年度支給認定申請書(新規)(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書)
 - ③平成29年度保育所入所申込書
- ※上記①②③の提出時に、世帯全員のマイナンバーの記入が必要となります。

(2)添付書類

前ページ1提出区分により入手した書類の記載している必要添付書類を必ず提出してください。

(一般的に必要となる添付書類は下記のとおりですが、下記以外にも添付書類が必要となる場合がありますのでご注意ください。)

①世帯で下記に該当する方(全員分必要となります。)

- 就労:在職証明書、自営業(内職)に係る申告書
- 妊娠、出産:母子手帳の写し(氏名・分娩日の記載されている頁)
- 保護者の疾病:診断書
- 同居家族の障がい:障害者手帳等の写し
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護:介護・看護が必要とわかる書類
- 災害復旧:罹災証明等
- 求職活動・起業準備:求職中であることの申立書、起業準備中であることの申立書
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む):在学証明書
- 育児休業中:在職証明書(育児休業期間の記載されているもの)

②平成28年1月1日時点で日高町以外の市町村に住居登録のあった方

重要:保育料の算定に必要なため添付願います。(※変更等あれば最新のものを添付願います。)

- 「平成28年度所得課税証明書」(写しでも可)
- ※上記のほか、平成28年度の市町村民税のわかる書類でもかまいません。
- 「源泉徴収票(年末調整のされているもの)」の写し、「確定申告書」の写し

注意:平成29年1月1日時点で日高町以外の市町村に住居登録をされている方については、平成29年7月1日までに「平成29年度所得課税証明書」及び「源泉徴収票又は確定申告書の写し」の提出が必要となります。

③在宅障害児(者)がいる世帯の方(次の該当する手帳等の写し。)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給していることがわかる書類。

④同一世帯の就学前児童が次の施設を利用している方(そのことがわかる書類の写し。)

(例:利用料の領収書、入園許可証、利用料助成認定書など)

保育所(日高町立認可保育所を除く)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または放課後等デイサービスを利用している。

8 その他

(1)現況届提出により、保育時間や保育料が変更となる場合があります。

(2)平成29年度保育所入所申込書提出に伴う利用施設の調整について

①期間内提出者を優先としつつ、希望する保育所が定員を超える場合は、家庭の事情を考慮し、利用施設を調整させていただきます。

②提出期限後も随時保育所入所申込を受け付けますが、希望の保育所に入所できない場合があります。

③支給認定の審査の結果、2号又は3号認定を受けられない方は、保育所に入所できません。

(3)記入、押印、書類の添付漏れがないか確認の上で提出してください。書類が整わなければ入所申込を受付することはできません。(入所することができません。)

(4)支給認定申請書を提出された方には、平成29年3月中旬に支給認定証を送付します。

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額

時間額 786円

効力発生效年月日

平成28年10月1日

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室

電話 011-709-2311